

## 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改定について

本市の広域避難計画については、平成24年に策定して以降、適宜、見直しを行っています。この度、島根県広域避難計画の改定等を踏まえ、本計画の改定を行いましたので、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画（令和4年5月改定）

別添のとおり

#### 2. 主な改定内容

##### (1) 「計画策定及び改定の経過」への追記

令和3年7月に島根地域原子力防災協議会でとりまとめ、同年9月に国の原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」に関する記述等の追記

##### ※緊急時対応とは

原子力発電所の所在地域毎に設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体が参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含む、その地域における緊急時における対応を取りまとめたものです。

##### (2) 「放射性物質の放出前後における防護措置」に関する記載内容の修正

県広域避難計画において、県地域防災計画（原子力災害対策編）にあわせて、放射性物質放出前後における防護措置に関する記載内容が修正されたため、その内容を反映

##### (3) 一時集結所の見直し

避難対象地区に数箇所設定している一時集結所について、指定避難所の指定の取消し等に伴い、一部を見直し

##### ※一時集結所とは

原子力災害発生時、バスで避難される方が集合し、バスに乗車するまでの間、屋内退避するための施設です。対象地区のコミュニティセンターや小・中学校など、原則として指定避難所から選定しています。